

## 議案第 8 4 号

### 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例

#### [制定理由]

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、同法による制度が地方公共団体の機関に対し直接適用されることとなることに伴い、これまでの小田原市個人情報保護条例の運用を踏まえ、同法の施行に関し必要な事項を定めるため制定する。

#### [内 容]

#### 1 保有個人情報の開示

##### (1) 開示決定等の期限（第 3 条関係）

保有個人情報の開示決定等の期限は、開示請求があった日から 15 日以内（法定期限は、30 日以内）とすることとする。

##### (2) 開示請求に係る費用負担（第 4 条関係）

#### ア 写しの交付に係る実費の負担

写しの交付により保有個人情報の開示を受ける場合には、開示請求者は、当該写しの作成に要する費用を負担することとする。

#### イ 減額又は免除

市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写しの交付に係る費用を減額し、又は免除することができることとする。

#### 2 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求の手続（第 5 条～第 7 条関係）

保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けた保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報についても、行うことができることとする。

#### 3 運用状況の公表（第 8 条関係）

市長は、毎年度、個人情報の保護に関する制度に係る運用状況を公表することとする。

#### 4 小田原市個人情報保護条例の廃止（附則第 2 条関係）

小田原市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止することとする。

#### 5 経過措置

##### (1) 旧条例の手続等に関する経過措置（附則第 3 条関係）

4 による旧条例の廃止に伴う開示請求等及び審査請求に関する経過措置を定めることとする。

(2) 罰則に関する経過措置（附則第4条関係）

この条例の施行後における旧条例による保有個人情報の提供等に係る罰則の経過措置を定めることとする。

6 関係条例の整備（附則第5条～第7条関係）

次の条例について、この条例の制定に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（第6条及び第9条関係）

(2) 小田原市手数料条例（第24条関係）

(3) 小田原市重度障害者医療費助成条例（第11条関係）

[適用]

令和5年4月1日